

オープンイノベーション研究・実用化推進事業

実施要領

生物系特定産業技術研究支援センター（生研支援センター）



目次

I	はじめに	1
II	事業の概要	1
1	事業の趣旨	1
2	事業内容	1
	(1) 基礎研究ステージ	1
	(2) 開発研究ステージ	2
	(3) シームレスな研究ステージの移行	2
3	研究課題の募集及び応募可能な研究機関等	2
	(1) 研究課題の募集	2
	(2) 研究機関等の分類	2
	(3) 研究機関等の資格要件	3
	(4) 研究グループの要件	3
	(5) 研究ステージごとの資格要件	4
4	研究期間・研究費等	5
	(1) 研究期間及び研究費	5
	(2) マッチングファンド方式	5
5	研究成果の社会実装に向けた対応	6
	(1) 研究成果である開発技術の評価と改善（開発研究ステージ）	6
	(2) 研究成果の出口戦略等の作成（基礎研究ステージ・開発研究ステージ）	7
III	事業実施関係	7
1	事業の実施・推進	7
	(1) 試験研究計画書の構成と研究実施体制	7
	(2) 試験研究計画書、委託試験研究実施計画書の作成	9
	(3) 研究の運営・進行管理	9
2	研究成果の報告・普及等	11
	(1) 研究成果報告書等の提出	11
	(2) メディア、学会、シンポジウム等における発表等	13
	(3) 生研支援センターの発表等への協力	15
	(4) 研究成果の利用・普及に関する報告	15
	(5) 研究終了後のフォローアップ調査（追跡調査）	15
3	研究評価	16
	(1) 基本的な考え方	16
	(2) 評価方法等	16
4	事業終了後の責務	17
5	中小企業者等の支援（SBI R制度）	17
6	法令・指針等に関する対応	17
	(1) 安全保障貿易について（海外への技術漏洩への対処）	17
	(2) 動物実験等に関する対応	18
	(3) 海外の遺伝資源の取得・利用等を含む研究に関する対応	19
7	情報管理の適正化	19
8	農業者等からデータを受領・保管する際の取り決めについて	19
9	データマネジメントに関する対応	20
10	オープンAPIの要件化について	20
11	研究費の不正使用等防止及び研究活動の不正行為防止のための対応、虚偽の申請に対する対応	20

1 2	その他の留意事項	20
IV	契約事務関係	21
1	委託契約の締結	21
2	委託費の支払い	21
	(1) 確定額の請求及び支払い	21
	(2) 概算払	22
	(3) 振込口座	22
	(4) その他留意事項	22
3	委託費計上に当たっての留意事項	22
4	契約書別紙「委託試験研究実施計画書」の変更	23
	(1) 各項目の変更申請方法	23
	(2) 変更申請に対する承認	24
5	年度末及び委託研究期間終了時の精算手続き	24
	(1) 実績報告書の提出	24
	(2) 委託費及び自己資金の額の確定	25
6	マッチングファンド方式を適用している場合の自己資金により取得した物品等の取扱い	25
	(1) 取得した物品・試作品の取扱い	25
	(2) 物品等の共用使用	25
	(3) 試作品の取扱い	25
7	収入が生じた場合（栽培試験等により収入が得られた場合）の報告等	25
8	事業の検査・調査等	26
V	研究成果の取扱・特許権等	26
VI	提出書類の様式等	26

I はじめに

オープンイノベーション研究・実用化推進事業（以下「本事業」という。）の実施に当たっては、試験研究委託契約書（以下「委託契約書」という。）のほか、本実施要領及び生物系特定産業技術研究支援センター（以下「生研支援センター」という。）が実施する研究支援事業における事務処理の共通事項を規定した「委託業務研究実施要領～事務処理関係編～」（平成 29 年 9 月 14 日付け 29 生セ第 0604004 号。以下「共通要領」という。ウェブサイトの URL は VI を参照。）に定めるところによります。ただし、本実施要領に定めがあるものについては、共通要領より本実施要領の定めが優先されます。

II 事業の概要

1 事業の趣旨

我が国の農林水産業・食品産業の競争力を強化し飛躍的に成長させていくためには、従来の常識を覆す革新的な技術・商品・サービスを生み出す研究開発が必要です。

このため、農林水産省において、平成 28 年 4 月に、様々な分野のアイデア・技術等を導入した産学官連携研究を促進するオープンイノベーションの場として『「知」の集積と活用の場』が創設されており、本枠組みを活用し、研究成果の商品化・事業化等に向けた重点的な支援を行い、イノベーション創出による我が国の農林水産業・食品産業の競争力強化を推進することとしています。

また、令和 2 年 12 月に「農林水産物・食品の輸出拡大実行戦略」（農林水産業・地域の活力創造本部決定。以下「輸出戦略」という。）が、令和 3 年 5 月に「みどりの食料システム戦略」（農林水産省みどりの食料システム戦略本部決定。）が策定され、技術開発においても、より輸出拡大につながる研究開発を推進し、農林水産業・食品産業の生産力向上と持続性の両立をイノベーションで実現させることとされています。

このような状況を踏まえ、国の重要政策の推進や現場課題の解決に資するイノベーションを創出し、社会実装を加速するため、生研支援センターは、産学官が連携して取り組む、将来の農林水産・食品分野での社会実装を目的とした革新的な研究シーズを創出する基礎研究や、基礎研究等の成果を社会実装するための実用化段階の研究開発を支援する提案公募型の研究事業「オープンイノベーション研究・実用化推進事業」を実施します。

2 事業内容

本事業は、農林水産業・食品産業の発展や当該産業に係る新たなビジネスの創出に繋がる基礎段階の研究及び実用化段階の研究を対象とし、「基礎研究ステージ」及び「開発研究ステージ」を設定します。

（１）基礎研究ステージ

基礎研究ステージは、研究機関等の独創的なアイデアや基礎科学など萌芽段階の研究を基に、将来、農林水産・食品分野での社会実装を目的とした革新的な研究シーズを創出する基礎段階の研究を対象とし、以下 4 つの研究タイプを設けます。

1) 基礎重要政策タイプ

みどりの食料システム戦略や、輸出戦略及び農林水産研究イノベーション戦略の推進に資する基礎研究を対象とします。

2) 研究シーズ創出タイプ

農林水産業・食品産業の発展等につながる革新的な研究シーズを創出することを目的とした基礎研究を対象とします。

3) チャレンジタイプ

新たなアプローチや考えにより、農林水産業・食品産業の発展等につながることを目的とする、独創的でチャレンジングな基礎研究やフィージビリティスタディ（F S）な基礎

研究を対象とします。

4) 若手研究者応援タイプ

若手研究者に研究代表者として活躍の場を提供し、若手ならではの斬新なアプローチで研究シーズを創出する基礎研究を対象とします。

(2) 開発研究ステージ

開発研究ステージは、農林水産省の研究資金や他の研究資金による基礎研究等で創出された成果（研究シーズ）を基にした、農林水産・食品分野における生産現場の技術的な課題等を解決するための実用化段階の研究を対象とし、以下4つのタイプと緊急対応課題を設けています。なお、前提条件として、基礎研究等での十分な知見及びそれに基づく技術シーズの蓄積があること、研究成果となる生産技術等（出口）を明確化し、生産現場等への導入・普及が見込まれることが必要です。

1) 開発重要政策タイプ

みどりの食料システム戦略や、輸出戦略及び農林水産イノベーション戦略の推進に資する開発研究を対象とします。

2) 実用化タイプ

基礎研究等の成果を商品化又は事業化することなどにより収益化を目的とする民間企業発の開発研究を対象とします。

3) 現場課題解決タイプ

地域ブランド品種の育成や、地域条件に応じた新しい栽培体系の構築など、研究成果の公益的利用を目的とする地域発の開発研究を対象とします。

4) 病虫害防除対応タイプ

早期に対応しなければならない農作物の病虫害の防除に対する研究開発を対象とします。

5) 緊急対応課題

年度途中に不測の事態が発生し、緊急対応を要する研究課題（以下「緊急対応課題」という。）が生じた場合は、本ステージで対応します。

(3) シームレスな研究ステージの移行

本事業の「基礎研究ステージ」で実施中（研究期間終了年度）の研究課題において、優れた成果を創出し、かつ将来性が見込める場合は、「基礎研究ステージ」（チャレンジタイプを除く。）から「開発研究ステージ」へ、公募を介さずに移行できるシームレスな仕組みを予算の範囲内で実施しています。

3 研究課題の募集及び応募可能な研究機関等

(1) 研究課題の募集

それぞれの研究ステージに対応した研究課題は、公募で募るものとします。

また、生研支援センター所長は、農林水産省農林水産技術会議事務局長（以下「技術会議事務局長」という。）から、緊急対応課題の選定の指示を受けた場合は、速やかに当該緊急対応課題の公募を行います。

なお、研究課題を公募、審査及び決定する際の手続きについては、生研支援センターが別に定めるところによります。

(2) 研究機関等の分類

研究機関等を以下の①～④のセクターに分類します。

① 都道府県、市町村、公設試験研究機関、地方独立行政法人（大学を除く。）、一般社団法人、一般財団法人、公益社団法人、公益財団法人、NPO法人、協同組合（セクターⅠ）

② 大学、大学共同利用機関、高等専門学校、高等学校（セクターⅡ）

- ③ 国立研究開発法人、独立行政法人、特殊法人、認可法人（セクターⅢ）
- ④ 民間企業、農林漁業者が組織する団体、農林漁業者（セクターⅣ）

（３）研究機関等の資格要件

本事業は、複数の研究機関等で構成される研究グループ（以下「研究グループ」という。）により実施します。ただし、基礎研究ステージのチャレンジタイプ及び開発研究ステージの緊急対応課題は、単独の研究機関で研究を実施することも可能とします。研究グループの代表となる研究機関（以下「代表機関」という。）、単独で研究を実施する場合はその研究機関（以下「単独機関」という。）は、以下の①～⑦の要件を満たす必要があります。

- ① 民間企業、公益又は一般法人、国立研究開発法人、大学、地方公共団体、NPO法人、協同組合等の法人格を有する研究機関等であること（※）。
 - （※）国内に設置された機関であって、以下の２つの条件を満たす機関を指します。
 - ア 研究開発を行うための研究体制、研究員、設備等を有すること。
 - イ 知的財産等に係る事務管理等を行う能力・体制を有すること。
- ② 委託契約の締結に当たって、生研支援センターが提示する委託契約書に合意できること。
- ③ 原則として、日本国内の研究開発拠点において研究を実施すること。ただし、国外の研究開発拠点が有する特別な研究開発能力、研究施設等の活用又は国際標準獲得の観点から必要と認められる場合は、この限りではありません。
- ④ 研究の企画・立案及び適切な進行管理を行う能力・体制を有するとともに、研究の企画・立案、実施、成果管理等を統括する者（以下「研究統括者」という。）及び経理統括責任者を設置していること。具体的には、以下の能力・体制を有していることが必要です。
 - ア 研究（企画・調整を含む。）を円滑に実施する能力・体制
 - イ 研究グループを設立し、生研支援センターとの委託契約を締結できる能力・体制（代表機関の場合）
 - ウ 知的財産に係る事務管理等を行う能力・体制
 - エ 事業費の執行において、区分経理処理が行える会計の仕組み、経理統括責任者の設置や複数の者による経費執行状況確認等の適正な執行管理体制（体制整備が確実である場合を含む。）
 - オ 研究成果の普及や、研究グループ内の他の共同研究機関等との連絡・調整等のコーディネート業務を円滑に行う能力・体制
- ⑤ 以下の要件を満たしている研究統括者を選定すること。
 - ア 原則として代表機関又は単独機関（以下「代表機関等」という。）に常勤的に所属しており、国内に在住していること。
 - イ 当該研究の遂行に当たり、必要かつ十分な時間が確保できること。
 - ウ 当該研究の遂行に必要な高い研究上の見識及び当該研究全体の企画・調整・進行管理能力を有していること。なお、長期出張等により長期間研究が実施できないことが見込まれる場合、又は人事異動や定年退職等により代表機関等を離れることが見込まれる場合には、研究統括者になることを避けてください。
- ⑥ 農林水産省競争参加資格（全省庁統一資格）の「役務の提供等（調査・研究）」の区分の有資格者であること。当該資格を有していない場合は委託契約締結までに取得すること。なお、地方公共団体においては、資格審査申請の必要はありません。
- ⑦ 反社会的勢力、あるいはそれに関わる者との関与がないこと。

（４）研究グループの要件

本事業は直接採択方式であり、研究課題の一部又は全部を、他の第三者に再委託することはできません。このため、研究実施に当たっては、以下の要件を満たす必要があります。（基礎研究ステージのチャレンジタイプ及び開発研究ステージの緊急対応課題において単独機関で研究を実施する場合を除く。）

- ① 研究グループを組織して共同研究を行うことについて、研究グループに参画する全ての

研究機関等（以下、「参画機関」という。）が同意していること。

- ② 研究グループと生研支援センターが委託契約を締結するまでの間に、以下のいずれかの方式により、研究グループを基に研究コンソーシアムを設立すること。
- ア 実施予定の研究課題に関する規約を策定する（規約方式）。
 - イ 参画機関が相互に、実施予定の研究課題に関する協定書を交わす（協定書方式）。
 - ウ 共同研究契約を締結する（共同研究方式）。

注）委託契約締結後、代表機関及び共同研究機関には「研究機関における公的研究費の管理・監査のガイドライン（実施基準）」（平成19年10月1日付け19農会第706号農林水産技術会議事務局長、林野庁長官及び水産庁長官通知）に基づく自己点検の結果を報告していただきます。この自己点検結果の報告がなかった場合は、翌年度以降の契約は行いません。

https://www.naro.go.jp/laboratory/brain/contents/fusei_taiou/index.html

（５）研究ステージごとの資格要件

研究ステージに応じた研究機関等の資格要件は以下に定めるとおりです。

① 基礎研究ステージ

- 1) 基礎重要政策タイプ
2機関以上で構成された研究グループ（（「知」の集積と活用場の研究開発プラットフォームからの応募の場合は、2セクター（（2）を参照。以下同じ。）以上の研究機関等で構成される研究グループ）
- 2) 研究シーズ創出タイプ
2機関以上で構成された研究グループ（（「知」の集積と活用場の研究開発プラットフォームからの応募の場合は、2セクター以上の研究機関等で構成される研究グループ）
- 3) チャレンジタイプ
単独機関又は2機関以上で構成された研究グループ（研究グループの構成に特段の要件はありません。）
- 4) 若手研究者応援タイプ
2機関以上で構成された研究グループ（研究グループの構成に特段の要件はありません。）

② 開発研究ステージ

- 1) 開発重要政策タイプ
2機関以上で構成された研究グループ（（「知」の集積と活用場の研究開発プラットフォームからの応募の場合は、2セクター以上の研究機関等で構成される研究グループ）
- 2) 実用化タイプ
2機関以上で構成され、セクターⅣを代表機関とする研究グループ（（「知」の集積と活用場の研究開発プラットフォームからの応募の場合は、セクターⅣを代表機関とし、2セクター以上の研究機関等で構成される研究グループ）
- 3) 現場課題解決タイプ
2機関以上で構成され、セクターⅠを代表機関とする研究グループ（（「知」の集積と活用場の研究開発プラットフォームからの応募の場合は、セクターⅠを代表機関とし、2セクター以上の研究機関等で構成される研究グループ）
- 4) 病虫害防除対応タイプ
2機関以上で構成された研究グループ（研究グループの構成に特段の要件はありません。）
- 5) 緊急対応課題
単独機関又は研究グループ（研究グループの構成に特段の要件はありません。）

4 研究期間・研究費等

(1) 研究期間及び研究費

各ステージにおける研究期間及び研究費（1年当たりの間接経費を含む委託費の上限額）は、以下のとおりとします。

なお、本事業においては、参画する全ての研究機関等（協力機関は含まれません）が委託費を計上する（受け取る）ことが原則です。

【基礎研究ステージ】

区 分	研究費 (委託費の上限額)	研究期間
基礎重要政策タイプ	3,000万円／年	3年以内
研究シーズ創出タイプ	3,000万円／年	3年以内
チャレンジタイプ	1,000万円／年	1年以内
若手研究者応援タイプ	1,000万円／年	3年以内

【開発研究ステージ】

区 分	研究費（※） (委託費の上限額)	研究期間
開発重要政策タイプ	3,000万円／年	5年以内
実用化タイプ	3,000万円／年	5年以内
現場課題解決タイプ	3,000万円／年	5年以内
病虫害防除対応タイプ	3,000万円／年	5年以内
緊急対応課題	1,000万円／年	原則、委託期間開始日が所属する年度が終了するまでの間

（※）マッチングファンド方式の自己資金額は含みません。

(2) マッチングファンド方式

① マッチングファンド方式の適用

開発研究ステージの実用化タイプにおいては、民間企業等（※）が自ら支出する自己資金額の2倍以内の委託費を生研支援センターが支出する「マッチングファンド方式」の適用を必須とします。生研支援センターが支出する委託費の上限は、民間企業等の資本金等により以下のとおりです。

- 1) 資本金10億円以下、又は設立から10年以内の民間企業等は、自己資金の2倍
- 2) 資本金10億円を超え、かつ設立から10年を超える民間企業等は、自己資金の1倍

（※）「3（2）研究機関等の分類」において、④（セクターⅣ）に該当する研究機関等をいう。以下、この（2）の項目において同じ。

② マッチングファンド方式の適用／不適用となる民間企業等

研究資金を自ら支出する（マッチングファンド方式の適用対象となる）民間企業等とは、研究成果を用いて新たな商品や便益の開発を行うことにより、将来的に利益を享受することとなる民間企業等のことを指します。

マッチングファンド方式を適用する民間企業等については、委託費の計上が必須となります。

なお、共同研究機関において、研究成果を用いた新たな商品や便益の開発を行わず、将来的に利益を享受しない民間企業等は、マッチングファンド方式が適用されません（※）

が、この場合は、Ⅲ－１（２）の試験研究計画書において、当該民間企業等が研究成果を用いた新たな商品や便益の開発を行わず、将来的に利益を享受しないことが分かるよう、明記していただきます。

（※）マッチングファンド方式の適用対象にならない（研究資金を自ら支出しない）民間企業等の例

- ・研究グループの他の参画機関が開発した研究成果の実証のみを行う民間企業等

例１ 食品加工機器開発の研究において、当該機器のユーザーとなる食品加工メーカー

例２ ICTによる農産物栽培・生産支援システム開発の研究において、当該システムを使用する農業生産法人

- ・研究成果を活用して利益を得る意向の無い民間企業等

例 社会貢献の一環として研究に参画する民間企業等

③ マッチングファンド方式の留意事項

ア 代表機関は、マッチングファンド方式の適用対象となる民間企業等の自己資金に不足が生じないよう責任をもって調整を行うこととし、民間企業等はこれに協力することに同意する必要があります。

イ マッチングファンド条件（生研支援センターからの委託費と自己資金の比率）は、毎年度末の精算時点で算定します。

ウ イにおいて、自己資金の支出実績額が①に規定するマッチングファンド条件における自己資金の額に満たない場合は、本事業の経費の範囲に基づき、当該条件が成立するように、委託費を財源に支出された経費を自己資金に振り替えていただきます。振り替えたことにより過払いとなった委託費は、生研支援センターが指定する期日までに返還していただきます。

エ イにおいて、自己資金の支出実績額が①に規定するマッチングファンド条件における自己資金の額を超過している場合は、生研支援センターが認めた場合に限り、当該超過額を翌年度の自己資金額に含めることができます。

オ マッチングファンド方式の適用対象としなかった民間企業等について、研究実施中又は研究終了後５年間に、本事業の研究成果を用いて新たな商品や便益の開発を行った場合は、研究当初に遡って①に規定するマッチングファンド条件を満たすよう、過払いとなった委託費を返還していただきます。

カ 自己資金は、公的な財源ではありませんが、国の事業として行われる本事業において、公的資金の支払い条件の根拠となりますので、公的資金の委託費に準じた取扱いと管理をお願いします。

④ マッチングファンド方式における自己資金

マッチングファンド方式において自己資金に計上可能な経費は、共通要領Ⅱの22.「マッチングファンド（MF）について」の経費のうち以下のとおりです。

ア 直接経費

イ 設備備品の減価償却費：過去に自己資金で購入したことが証明できるもので、当該委託研究用として管理日誌等により利用実績が確認できること。

ウ 委託研究契約締結前に保有していた試験研究用消耗品（試薬・材料等のみとし、コピー用紙等の汎用品は対象外）：過去に自己資金で購入したことが証明できるもので、棚卸資産台帳等により直近の在庫の確認ができるもの。

なお、イ及びウの計上については、適切な資産及び資金管理ができるよう、当該民間企業等の中に資産管理部門があることを条件とします。

5 研究成果の社会実装に向けた対応

（１）研究成果である開発技術の評価と改善（開発研究ステージ）

開発研究ステージにおいては、研究成果である開発技術について、農業者等の研究成果の

ユーザーによる評価を行うとともに、それに基づく改善方策を講じる必要があります。

実施方法の例は以下のとおりです。

- ・ 農業者等が研究コンソーシアムに参画し、栽培技術等の実証試験を実施
- ・ 農業者、消費者、実需者等が研究推進のための会議に出席し、開発技術について意見や評価を述べ、その内容を翌年度以降の研究計画に反映
- ・ マーケティングのための消費者及び実需者へのモニター調査を実施し、調査結果に基づき研究内容を改善

また、当該研究成果の普及を担当する機関が参画する場合は、原則として普及マニュアルを作成することとし、成果の普及に努めてください。

(2) 研究成果の出口戦略等の作成（基礎研究ステージ・開発研究ステージ）

研究成果を確実かつ迅速に社会実装につなげるため、研究コンソーシアムにおける事業化・実用化の役割分担を明確にした「研究成果の出口戦略」や「市場ニーズに対する販売・普及戦略」等を試験研究計画書内に明記する必要があります。

Ⅲ 事業実施関係

1 事業の実施・推進

(1) 試験研究計画書の構成と研究実施体制

① 試験研究計画書の構成

各研究課題において、試験研究計画書を作成するものとします。試験研究計画書では、研究内容を研究項目（中課題及び小課題）ごとに記載するとともに、研究項目ごとの達成目標等を明記するものとします。

② 研究実施体制

代表機関等は、研究目標を達成するために必要な人員（研究実施者、研究補助者及び事務担当者等）の確保を図り、研究実施体制を整備してください。

また、研究実施に当たっては、基礎研究ステージのチャレンジタイプ及び開発研究ステージの緊急対応課題を除き、研究コンソーシアムを設立することが必要となります。代表機関に試験研究計画の責任者である研究統括者及び経理統括責任者を配置するとともに、研究コンソーシアムに参画する個々の研究機関等においてもそれぞれ研究実施責任者（研究実施者のうちの1名）及び経理責任者を配置してください。

なお、本事業の委託費（人件費・旅費等）の支出は、当該年度の試験研究計画書に記載されている人員のみにしか認められません。

ア 研究実施者

研究コンソーシアムに参画する各研究機関等（代表機関を含む。以下「構成員」という。）又は単独機関の研究活動（研究の補助は除く）に実際に従事しており、研究目標達成に向けて研究上の明確な役割とその実施に責任を有する者として、与えられた研究項目の遂行能力があり、目標達成が期待できるなど、自立して研究を実施する能力を有する者です。

なお、当該研究の実施に必要なエフォート（※）を有し、そのエフォートを本事業に投入できる常勤の研究者やポストドクターを基本とします。

また、担当課題において研究又は経理の不正が発覚した場合、応募制限等の措置を受ける対象となります。

イ 研究補助者

研究実施者の指導に従って、研究実施者が担当する研究の補助的な作業（実験補助、研究材料の維持・管理、データ整理等）を行う者です。なお、当該作業の実施に必要なエフォートを有し、そのエフォートを本事業に投入できる者を基本とします。

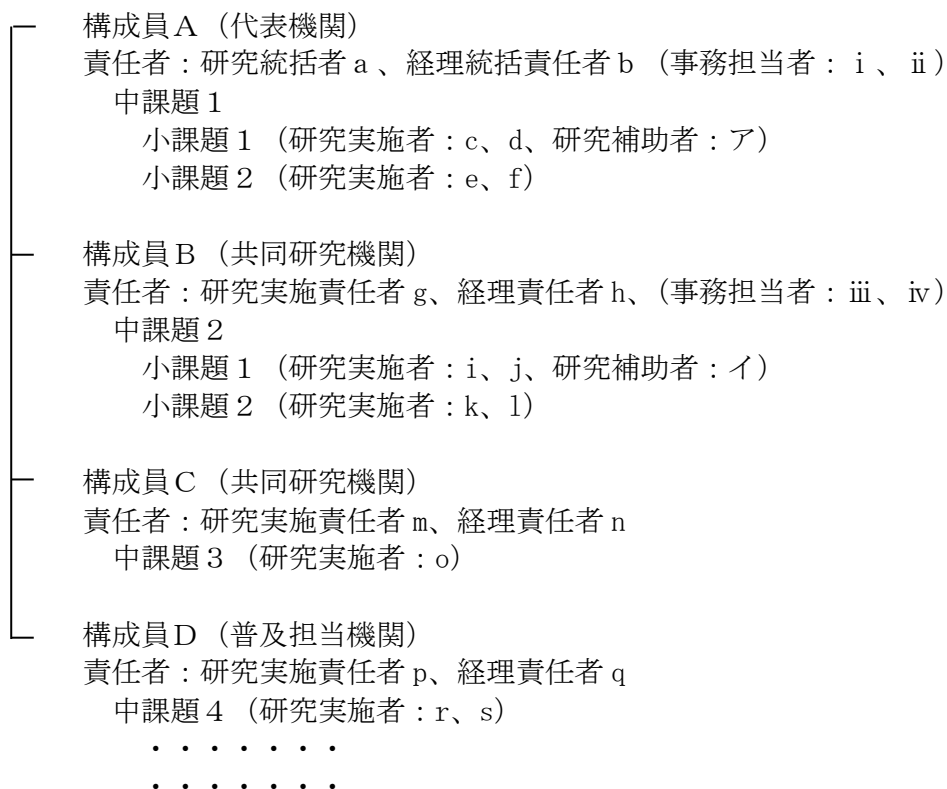
ウ 事務担当者

研究活動を支援する作業（消耗品の購入手続き、機器等の維持・管理、経理事務等）

を行う者です。

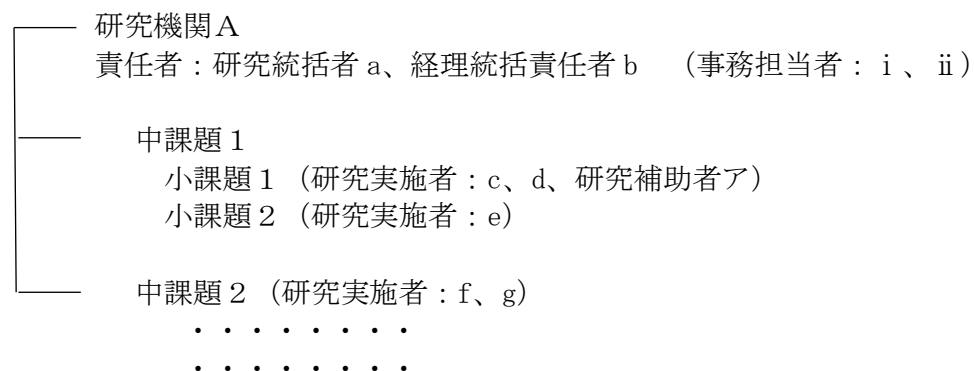
- (※) エフォートの定義：研究実施者等の年間の全仕事時間を 100%とした場合、そのうち本事業の実施に必要とする時間の配分割合 (%)。なお、「全仕事時間」とは、研究活動の時間のみではなく、教育活動等を含めた実質的な全仕事時間を指します。

【研究コンソーシアムの研究実施体制の例】



- (注) 1 委託契約は、原則、研究コンソーシアムの代表機関である構成員Aと生研支援センターとの間で締結します。(なお、代表機関に代わり「研究管理運営機関」と契約締結することも可能です。研究管理運営機関については、共通要領のⅡ-2 (1) ⑤を参照ください。)
- 2 構成員には代表機関も含まれます。

【単独機関の研究実施体制の例】



- (注) 1 単独機関で研究を実施する場合は、研究実施責任者は設定しません。

- 2 委託契約は、原則、研究機関Aと生研支援センターとの間で締結します。
(なお、研究機関Aに代わり「研究管理運営機関」と契約締結することも可能です。研究管理運営機関については、共通要領のⅡ－2（1）⑤を参照ください。)

（2）試験研究計画書、委託試験研究実施計画書の作成

代表機関等は、研究の効率的・効果的な進行管理のため、研究期間全体を網羅した試験研究計画書（案）（様式は別途指示します。）を作成し、生研支援センターに提出してください。試験研究計画書（案）には、研究の達成目標、年度計画、研究体制等を記載してください。また、採択時に留意事項等が示された場合は、その対応についても検討した上で、試験研究計画書（案）に反映させることが必要です。

作成された試験研究計画書（案）は、生研支援センターが主催する研究計画検討会において、後記（3）のPD（プログラム・ディレクター）、研究リーダー、外部アドバイザー、農林水産省職員等とともに検討を行い、生研支援センターの指示に基づき修正を行った上で、試験研究計画書として確定するとともに、契約書に別紙として添付する「委託試験研究実施計画書」（様式は別途指示します。）を作成して、生研支援センターに提出してください。

2年度目以降は、生研支援センターの指示に基づき、原則として、前年度の評価等を踏まえて当該年度の試験研究計画の検討を行った上で前年度の試験研究計画書を修正し、当該年度の委託試験研究実施計画書を確定して、生研支援センターに提出してください。なお、試験研究計画の検討に当たっては、生研支援センター主催の研究計画検討会等を行いますので、生研支援センターの指示に基づき対応をお願いします。

年度途中等において、契約書の別紙資料である委託試験研究実施計画書の変更が必要になった場合は、Ⅳの4及び共通要領を参照して必要な変更手続きを行ってください。一方、試験研究計画書の記載事項（委託試験研究実施計画書に係る記載事項を除く。）について変更が必要となった場合は、「委託試験研究実施計画書・試験研究計画書の変更届（経理様式10）」にて生研支援センターへ報告してください。詳細は共通要領を参照ください。

本事業は、生研支援センターとの委託契約に基づき試験研究を委託するものです。代表機関等は、基本的には年度内に委託試験研究実施計画書の変更が生じないように、十分な検討を行った上で試験研究計画書を作成するとともに、試験研究計画書に基づき適切に事業を実施してください。

（3）研究の運営・進行管理

本事業は、研究統括者等と密接な関係を維持しつつ、本事業の目標の達成が図られるよう運営管理を実施します。

- ① 農林水産省農林水産技術会議事務局（以下「技術会議事務局」という。）は、オープンイノベーション研究・実用化推進事業に係る運営管理委員会設置要領（令和5年4月1日付け4農会第879号農林水産技術会議事務局長通知。以下「設置要領」という。）に基づき、技術会議事務局長を委員長とする運営管理委員会において、研究課題の選考に関する事項の決定、評価の結果を踏まえた指導等を行います。

- ② 生研支援センターは、PD（プログラム・ディレクター）、研究リーダー、外部アドバイザー（基礎研究ステージのチャレンジタイプ及び開発研究ステージの緊急対応課題を除く。）を配置し、各研究課題の進捗管理、指導等を行います。それぞれの役割については以下のとおりです。

ア PD（プログラム・ディレクター）

本事業の各研究課題の進捗管理、指導等の責任者であり、試験研究計画の見直しの指示及びその実施に関する督励、研究課題の予算の増減、試験研究計画の課題の統廃合等を指示できる権限をもちます。これらの指示は、3（2）③の点検項目に記載され、上記①の運営管理委員会において評価されます。

イ 研究リーダー

P Dを補佐し、研究課題の研究統括者と密に連絡を取り合って進捗状況等を把握するとともに、P D等の指示に基づき研究統括者への指示・助言等を行います。

ウ 外部アドバイザー

研究の推進及び進行管理に当たり、研究課題ごとに、研究内容に対応した専門的知見等を有する外部アドバイザーを配置します（基礎研究ステージのチャレンジタイプ及び開発研究ステージの緊急対応課題を除く。）。

外部アドバイザーは、代表機関等が主催する会議（後述の（3）③イ（ア））への出席により、専門的な立場から研究推進に関する指導・助言を行います。なお、その際の外部アドバイザーの会議出席等に係る旅費・謝金は委託費からの支出となります。

外部アドバイザーは、会議等出席の後、推進会議報告票（様式I）を作成し、研究統括者及び生研支援センターと共有します。

③ 研究進行管理に係る会議の設置

ア 評議委員会

生研支援センターは、中間評価、終了時評価及び次の研究ステージ等への移行に係る評価の実施に当たり、評議委員会を開催します。また、生研支援センターが必要と認める研究課題については毎年度評価を実施することとし、評議委員会を開催します。評議委員会は、研究統括者が行う研究成果報告や質疑応答等に基づき進捗状況を判断し、評価を行います。評議委員会の参集範囲は、評議委員（外部専門家）、農林水産省職員、研究統括者のほか、オブザーバーとして生研支援センターが必要と認める者とし、詳細は後記「3 研究評価」を参照してください。

イ 研究課題別の研究推進に係る諸会議

（ア）代表機関等が主催する会議（以下「推進会議」という。）

代表機関等は、効率的・効果的な研究推進のため、推進会議を開催してください。具体的には、毎年度、①年度当初の設計検討会、②現地検討を含む中間検討会、③成果検討に係る成績検討会のうち、少なくとも2つは開催してください。

推進会議の参集範囲は、研究実施者、研究リーダー、外部アドバイザー、生研支援センター職員、農林水産省職員のほか、研究統括者が必要と認めた者とし、推進会議を開催する場合は、開催要領等の資料（開催会議の名称、日時、場所、出席予定者が記載されているもの）及び外部アドバイザーの出欠を、開催2週間前までに生研支援センターに連絡してください。

なお、推進会議の開催に必要な経費（会場借料等）や、外部アドバイザー、その他生研支援センターが必要と認めた者に係る旅費等については、委託費から支出してください。

研究統括者は、推進会議開催後に外部アドバイザーが作成する会議等報告票の内容を踏まえ、引き続き研究を推進してください。

（イ）研究計画検討会

生研支援センターは、研究課題の採択後、研究期間全体を網羅した試験研究計画書（案）（研究の達成目標、年度計画、研究体制等）について検討を行うため、研究計画検討会を開催します。採択時に留意事項等が示されていれば、留意事項等への対応方針についても検討します。

また、年度末には、評価結果を踏まえた翌年度の試験研究計画案について検討を行うために本検討会を開催します。評価時に留意事項等が示されていれば、留意事項等への対応方針についても検討します。ただし、特に評価結果の高い研究課題については、本検討会の開催方法を書面（メール）方式とすることができます。

本検討会の参集範囲は、P D、研究リーダー、研究統括者等、外部アドバイザー、農林水産省職員、その他生研支援センターが必要と認めた者とし、P Dは本検討会の取りまとめを行うとともに、試験研究計画における研究項目間の相互の協力や連携等について研究統括者と協議します。

（ウ）研究成績検討会

生研支援センターは、アにおいて評価対象としない研究課題について、当該年度の成果報告・自己評価結果及び翌年度の試験研究計画案の検討を行うため、研究成績検討会を開催します。参集範囲は、PD、研究リーダー、研究統括者、農林水産省職員、その他生研支援センターが必要と認めた者とし、PDは本検討会の取りまとめを行うとともに、試験研究計画における研究項目間の相互の協力や連携等について研究統括者と協議します。

④ 研究支援者の参画の積極的な推進

本事業では、研究マネジメントや研究成果を確実に実用化や商品化に結び付けるための橋渡しの能力を有する人材（コーディネーターやプランナー、「知」の集積と活用場の研究開発プラットフォームのプロデューサー等。以下「研究支援者」という。）の参画を積極的に推進しています。本事業でいう研究支援者とは、以下の役割を担う者です。

- ・ 産学官の幅広い分野の機関・研究者等とのネットワークを構築するとともに、研究現場のシーズや民間企業等のニーズを把握し、橋渡し等を行う役割
- ・ 研究統括者との連携の下、研究開発の推進に必要な資源（ヒト、モノ、資金、情報、時間等）を効果的に配分、活用するなど研究統括者を支える役割

研究支援者が参画する場合は、研究実施中から普及・実用化に向け外部の機関との調整を依頼するとともに、推進会議への参加も依頼してください。なお、研究支援者は、当該能力を有している者であれば、研究コンソーシアム内の人材でも可能です。ただし、その場合は謝金の支出ができませんのでご注意ください。

⑤ 秘密保持等について

研究コンソーシアムに属さない者を研究支援者とする場合や、協力機関（研究コンソーシアムに属せずに研究課題の遂行に協力する機関）をおく場合は、研究内容・研究成果等に係る秘密保持契約を締結するなどの必要な措置を講じてください。

協力機関は委託契約書では第三者として扱われます。協力機関をおく場合は、共通要領Ⅱ－２（１）⑥に基づき、「第三者を協力機関とする理由書」（事業様式５）の事前提出や共同研究契約等の締結等、適切な対応をお願いします。

なお、評議委員及び外部アドバイザーについては、生研支援センターから委嘱する際に秘密保持について了解を得ているため、改めて秘密保持契約を締結する必要はありません。

⑥ 定例報告

研究統括者は、本事業全体の効率的・効果的な進行管理に資するため、定例報告書（様式Ⅱ）を用いて、毎年度、第２四半期までの試験研究計画の進捗状況の報告を１０月１５日（１５日が土日祝日の場合は翌営業日）までに、第３四半期までの試験研究計画の進捗状況の報告を１月１５日（１５日が土日祝日の場合は翌営業日）までに、研究リーダーに提出してください。

⑦ 実地調査

生研支援センターは、必要に応じて、研究の実態を把握するため、研究現場での購入備品の利用状況、研究補助者等の雇用状況等に関する調査を実施し、研究統括者等に指導・助言を行います。

2 研究成果の報告・普及等

（１）研究成果報告書等の提出

① 基本的な考え方

研究統括者は、研究課題に係る研究成果を取りまとめた上で、研究成果報告書（附属書類を含む。）等を作成してください（作成及び提出の詳細については、生研支援センターから別途指示します）。

なお、本事業の研究成果とする論文等や特許権等は、以下の要件を満たす必要があります。

す。

ア 論文等

(ア)「研究実施内容発表等事前・事後通知書(広報様式1)」を提出しているもの。

(イ)謝辞等に「オープンイノベーション研究・実用化推進事業」による成果である旨の記載があるもの。

(ウ)印刷等により公表されているもの又は掲載を受理されているもの。

イ 特許権等

著作権又はノウハウについては「発明等報告書(知財様式1)」、その他の特許権等については「特許権等出願通知書(知財様式2)」を提出しているもの。

② 研究実施年度に応じた研究成果報告書等

ア 研究成果報告書(毎年度)

研究開始以降毎年度(ただし、中間時及び終了時の研究成果報告書を作成する年度は除く。)、研究統括者は、生研支援センターの指示に基づき、当該年度の生研支援センターが指示する時期までの研究実施状況及び研究成果、目標の達成状況や達成見込み、翌年度の研究計画、研究成果の発表実績、特許権等の取得状況等を取りまとめた当該報告書を作成し、生研支援センターへ提出してください。本資料は、生研支援センターが開催する研究成績検討会の資料になるとともに、後述の3(2)③に基づくPDによる点検及び、毎年度評価(評価対象は、生研支援センターが必要と認める課題)の資料となります。なお、資料は非公開の取扱いとします。

イ 研究成果報告書(中間時)

原則として、研究期間が3年以上の場合に作成します。研究期間が3年間又は4年間である研究課題にあつては2年度目に、研究期間が5年間である研究課題にあつては3年度目に作成します。

研究統括者は、生研支援センターの指示に基づき、研究開始から生研支援センターが指示する時期までの研究実施状況及び研究成果、目標の達成状況や達成見込み、翌年度の研究計画、研究成果の発表実績、特許権等の取得状況等を取りまとめた当該報告書を作成し、生研支援センターへ提出してください。本資料は、評議委員会における中間評価の資料となります。

なお、資料は非公開の取扱いとします。

また、当該報告書については、当該年度末までの成果や中間評価での指摘等を踏まえて修正し、生研支援センターの指示に基づき再提出してください。

ウ 研究成果報告書等(終了時)

(ア) 終了時評価用研究成果報告書

研究統括者は、研究期間の最終年度において、研究開始から生研支援センターが指示する時期までの研究実施状況、研究成果及び目標の達成度を明確に示しつつ、研究成果の発表実績、特許権等の取得状況、研究成果の波及効果、研究成果の活用方法等について取りまとめた当該報告書を作成し、生研支援センターへ提出してください。本資料は、評議委員会における終了時評価の資料となります。なお、資料は非公開の取扱いとします。

また、当該報告書については、必要に応じ事業終了後に、研究期間全体の成果等を踏まえて修正し、生研支援センターの指示に基づき再提出してください。

(イ) 研究紹介

研究成果のうち、対外的にアピールできる内容を中心として、一般の方にも分かりやすい表現で作成の上、生研支援センターの指示に基づき提出してください。

本資料は、生研支援センターが開催する研究成果発表会などにおいて成果の普及に活用するほか、生研支援センターのウェブサイトで公開します。

(ウ) その他

研究成果の普及を目的とした資料を作成していただく場合がありますので、ご協力をお願いします。

(2) メディア、学会、シンポジウム等における発表等

① 基本的な考え方

ア 広報様式1の提出

研究統括者等は、本事業の研究内容や得られた研究成果について、メディア（新聞、テレビ等）、プレスリリース、学会、セミナー、シンポジウム、イベント等での発表、学会誌・学術誌への論文投稿、雑誌への記事掲載、パンフレット・ポスターの作成、ウェブサイトへの掲載等を行う場合、必ず事前に十分な時間的余裕をもって「研究実施内容発表等事前・事後通知書（広報様式1）」により、その概要を生研支援センターに報告してください。

また、公表又は提供後にも、その結果を「研究実施内容発表等事前・事後通知書（広報様式1）」で報告してください。

なお、必要に応じて、これら発表等の詳細を生研支援センターから問い合わせることがありますので、対応をお願いします。

イ クレジットの明記等

研究内容及び成果に関する発表等を行う場合は、生研支援センターによる本事業に係る研究内容及び成果であることを明示してください。明示されていない場合には、原則として本事業による研究内容及び成果として認めません。公表することとなった成果等については、事業方針や特許権等に注意し、積極的な発表・普及に努めてください。なお、出願前に研究成果の内容を公表した場合、新規性が失われるため、一部例外を除き、特許権等を取得することができなくなります。

ウ 事業実施期間（委託期間）終了後の対応について

本事業に係る研究成果の発表等の取扱いについては、事業実施期間終了後（事業実施期間（委託期間）終了年度の翌年度から5年間）においても、事業実施期間中と同様、本実施要領に基づき対応してください。

② 発表等に当たっての留意事項

ア 研究内容の発表等

本事業の研究内容について発表等を行う場合には、代表機関等を通じて「研究実施内容発表等事前・事後通知書（広報様式1）」を事前に生研支援センターに提出してください。この事前提出がなされていない場合は、原則、本事業による研究内容として認めません。

イ 研究成果の発表等

本事業の研究成果について発表等を行う場合には、下記（ア）（イ）のとおり対応してください。この事前提出がなされていない場合は、原則、本事業による研究成果として認めません。

（ア）学会誌・学術誌への論文投稿、学会発表、雑誌への記事掲載等を行う場合

代表機関等を通じて、「研究実施内容発表等事前・事後通知書（広報様式1）」及び掲載予定原稿を、事前に生研支援センターへ提出してください。

（イ）メディア（新聞、テレビ等）報道、セミナー・シンポジウム等での発表、パンフレット・ポスターの作成、ウェブサイト掲載等の場合

代表機関等を通じて、「研究実施内容発表等事前・事後通知書（広報様式1）」により、予定される掲載・報道内容を事前に生研支援センターへ提出してください。

ウ プレスリリース

本事業に係る研究内容や研究成果のプレスリリースを行う場合は、代表機関等を通じて、事前に「研究実施内容発表等事前・事後通知書（広報様式1）」及びプレスリリース案を生研支援センターへ提出してください。

なお、生研支援センターは、以下のような場合に、必要に応じて、構成員又は単独機関と同時にプレスリリースを実施することがあります。生研支援センターとの共同プレスリリースを希望する場合は、生研支援センターに早めに相談してください。

- (ア) 研究成果が、インパクトファクターの高い学術誌(Nature, Science 等)に論文として掲載される場合
- (イ) 研究成果が、今後の科学技術動向や社会・経済等に大きなインパクトを与えると見込まれる場合
- (ウ) 上記のほか、構成員又は単独機関が生研支援センターによるプレスリリースを希望する場合であって、生研支援センターが適当と認めた場合
- エ 事業名等の明示について
 本事業等の名称については以下のとおりとし、研究内容や研究成果の発表等を行う場合は、統一的にこれらを使ってください。
- ・正式事業名称：オープンイノベーション研究・実用化推進事業
 - ・英語事業名：Research and implementation promotion program through open innovation
 - ・正式組織名称（日本語）：生物系特定産業技術研究支援センター
 - ・正式組織名称（英語）：Bio-oriented Technology Research Advancement Institution
 - ・日本語組織略称：生研支援センター
 - ・英語組織略称：BRAIN
- また、発表形態に応じて、以下の方法で本事業名を記入（又は発言）するようお願いします。
- (ア) 論文、雑誌への投稿、パンフレット・ポスターの作成、ウェブサイトへの掲載等の場合
 脚注又は謝辞において、本事業によるものであることを明記してください。
 また、「論文謝辞等における研究費に係る体系的番号の記載について」（令和2年1月14日付け競争的研究費に関する関係府省等連絡会申し合わせ）に基づき、論文の謝辞や論文投稿時には「体系的番号（Grant Number）」を記載してください。本事業の体系的番号は「J P J 0 1 1 9 3 7」（ジェイピージェイゼロイチイチキューサンナナ）です。
- （和文例）本研究は生研支援センター「オープンイノベーション研究・実用化推進事業」（JPJ011937）の支援を受けて行った。
- （英文例）This research was supported by the Research and implementation promotion program through open innovation grants (JPJ011937) from the Project of the Bio-oriented Technology Research Advancement Institution (BRAIN).
- (イ) 学会・シンポジウム・セミナー等での発表（ポスター発表を含む。）の場合
 発表要旨やプレゼン資料において本事業によるものであることを明記するとともに、発表の際に本事業によることを発言してください。ただし、スペースの都合等やむを得ない場合には、発表要旨に記入せず、発表時の発言のみの対応でも可とします。
 また、ポスター発表においても、本事業によるものであることを明記してください。
- (ウ) 構成員又は単独機関によるプレスリリース等、その他の発表形態の場合
 原則として、発表内容のいずれかの部分に、本事業によるものであることを明記してください。
- オ 発表後の報告
 発表後、論文の場合は当該論文又は当該論文を掲載した学術誌（又はその写し）を、学会発表、セミナー・シンポジウム等での発表の場合は、当該学会等のプログラム及び発表要旨（又はその写し）を、ポスター発表の場合はプログラム、発表要旨及びポスターの縮小印刷物（又はその写し）を、ポスター・パンフレット等を作成した場合は、その成果物（又はその写し：適宜縮小）を、代表機関等を通じて生研支援センターへ提出してください。
 また、発表内容がメディア（新聞、テレビ等）で報道された場合は、代表機関等を通じて、当該発表内容が分かる資料を提出してください。なお、このようなメディア報道

の場合も、上記のとおり事前報告を行うこととなっていますが、取材も無いまま報道された等により、やむを得ず事前報告ができなかった場合は、代表機関等を通じて、「研究実施内容発表等事前・事後通知書（広報様式1）」を生研支援センターに提出することにより事後報告を行ってください。

③ シンポジウム等の開催

本事業に関連したシンポジウム、セミナー、ワークショップ、研究会等を開催する際、生研支援センターとの共催名義の使用を希望する場合は、生研支援センターに事前に相談の上、会合の趣旨やプログラム等を添付した「共催名義使用申請書（広報様式2）」を会合開催の1ヵ月前までに生研支援センターに提出し、承認を得る必要があります。

④ アウトリーチ活動

『国民との科学・技術対話』の推進について（基本的取組方針）（平成22年6月19日付け科学技術政策担当大臣・総合科学技術会議有識者議員会合決定）（※）に沿って、研究活動の内容や成果を社会・国民に対して分かりやすく説明する、双方向のコミュニケーション活動（アウトリーチ活動）に積極的に取り組んでください。その際、満足度等についてアンケート調査を行うなど、当該活動の質の向上を心がけてください。

なお、本事業に係るアウトリーチ活動も事前報告の対象となるので、実施する場合は「研究実施内容発表等事前・事後通知書（広報様式1）」を事前に生研支援センターに提出してください。

（※）<https://www8.cao.go.jp/cstp/output/20100619taiwa.pdf>

本方針では「1件当たり年間3千万円以上の公的研究費（競争的資金またはプロジェクト研究資金）の配分を受ける研究者等」を対象としていますが、本事業では広範な普及を目指していることから、研究費の多寡にかかわらず、アウトリーチ活動に積極的に取り組んでください。

（3）生研支援センターの発表等への協力

生研支援センターは、本事業の推進にあたって国民に分かりやすい形で研究内容や研究成果を発信するため、アグリビジネス創出フェア等を活用して研究内容や研究成果の発表を行う場合があります。対象となる研究課題の研究統括者等に対応を依頼しますので、ご協力をお願いします。

なお、事業実施期間終了後の開催の場合は、旅費等は生研支援センターで負担します。

（4）研究成果の利用・普及に関する報告

委託期間開始日以後委託期間終了日の属する事業年度の翌年度の4月1日から起算して5年を経過する日までの間に、研究成果を利用・普及したときは、「研究成果利用・普及報告書」（広報様式3）を作成し、代表機関等を通じて生研支援センターに遅滞なく提出してください。ただし、研究成果に係る特許権等の成果を含む内容の場合は、当該特許権等の権利存続期間が終了するまで同様に報告してください。

（5）研究終了後のフォローアップ調査（追跡調査）

① 目的

事業実施期間終了後、一定期間（2年・5年程度）を経過した研究課題を対象に、研究成果の社会実装や普及・活用状況等についてのフォローアップ調査（追跡調査）を実施します。ただし、2年経過時の調査で普及・実用化等の状況が十分でない場合には、3年経過時等に追加の調査を実施する場合があります。なお、Ⅱの2の（2）の4）の緊急対応課題は調査対象としません。また、Ⅱの2の（3）に該当するステージ等移行実施課題については、移行後の研究課題の研究期間終了後に調査対象とします。

② 方法

外部に委託の上、書面調査、面接調査等により追跡調査を実施します。実施に当たり、

対象となる研究課題の研究統括者等に対応を依頼しますので、ご協力をお願いします。

③ 調査項目

ア 研究の継続・深化・発展、研究成果の社会実装等の状況

イ 関連分野への科学技術的、産業経済的、社会的な面等での波及効果 等

④ 調査結果の公表

本調査の結果は、生研支援センターのウェブサイトで公表します。

3 研究評価

(1) 基本的な考え方

生研支援センターは、評議委員会において研究課題の評価を実施します。評議委員会は、生研支援センターが委嘱した評議委員及び農林水産省職員により構成されます。また、評議委員会による評価を、試験研究計画の見直しや委託費の配分等に反映させるものとします。

研究統括者は、評価に必要な資料の作成・取りまとめ及び発表等の対応をお願いします。評価時期、評価資料等の詳細については、生研支援センターから研究統括者に連絡します。

なお、評価の方法や結果等については、個人情報等保護すべき情報に配慮しつつ、可能な限り公開するものとします。

(2) 評価方法等

① 評価対象となる研究課題、評価の時期

ア 毎年度評価

研究期間が2年以上である研究課題であって、かつ生研支援センターが必要と認める研究課題を対象に、イの中間評価及びウの終了時評価以外の年度に実施するものとします。

イ 中間評価

研究期間が3年以上の研究課題を対象とします。研究期間が3年間又は4年間である研究課題にあつては2年度目終了時まで、研究期間が5年間である研究課題にあつては3年度目終了時まで実施します。

ウ 終了時評価

採択された全ての研究課題を対象とします（研究期間中に中止となった研究課題を除く）。原則として、研究期間終了後に速やかに実施します。

エ 次の研究ステージへの移行に係る評価

基礎研究ステージで実施中の研究課題（チャレンジタイプで実施中の研究課題を除く。）のうち、開発研究ステージへの移行を希望する研究課題を対象とします。原則として、当該研究課題の研究期間の終了年度に実施します。

② 評議委員会における評価方法

ア 研究課題ごとに評価資料として作成された研究成果報告書等を基に、評議委員会において評価を行います。

イ 評議委員会の委員長は、評価結果を生研支援センターに報告します。生研支援センターは、評価結果を研究統括者へ通知するとともに、評価結果の概要を生研支援センターのウェブサイトで公表します。

ウ 中間評価において、評価が著しく低い場合や設置要領に基づき技術会議事務局から評価に基づく指示があった場合には、研究期間の途中であつても試験研究計画全体又は一部を中止もしくは委託費を減額していただく場合があります。

エ 評価の詳細については、後に定める「オープンイノベーション研究・実用化推進事業」等評価実施要領に定めるところによります。

③ PDによる点検

PDは、本事業の円滑な運営を図るため、毎年度、研究期間全体及び毎年度の試験研究計画の指導・点検、研究の進捗状況、成果の把握等を行います。

また、点検項目には、翌年度の試験研究計画の見直しの指示及びその実施に関する督促、研究課題の予算の増減、試験研究計画の課題の統廃合等も含まれます。著しく進捗の悪い試験研究計画や、十分な成果の達成が見込めない試験研究計画等については、研究期間の途中でであっても試験研究計画全体又は一部を中止していただく場合があります。

④ 運営管理委員会による指導

運営管理委員会は、設置要領に基づき、中間評価・終了時評価等の結果等を踏まえた指導を実施します。生研支援センターは、運営管理委員会の指導を踏まえ、翌年度の運営・進行管理を行います。

4 事業終了後の責務

本事業の終了後も、引き続き構成員又は単独機関には以下の責務がありますので、ご注意ください。

- ① 帳簿等の保管（本事業実施期間（委託期間）終了年度の翌年度の4月1日から起算して5年間）
- ② 取得財産の適正な管理（対象事由が消滅するまで）
- ③ 研究成果の発表等に関する報告及び研究成果の普及に関する報告（本事業実施期間（委託期間）終了年度の翌年度の4月1日から起算して5年間）
- ④ 特許権等の適正な取扱い（対象事由が消滅するまで）
- ⑤ 事業の調査（対象事由が消滅するまで）
- ⑥ 不適正な経理処理、研究活動の不正行為等に対する措置（対象事由が消滅するまで）
- ⑦ 事業実施期間終了から一定期間経過後に行う追跡調査や、社会実装・アウトリーチ活動等への協力（対象事由が消滅するまで）
- ⑧ （Ⅱの4（2）③オに該当する民間企業等のみ）研究成果を用いた商品や便益の開発に関する報告

5 中小企業者等の支援（SBI R制度）

本事業は、SBI R制度の「特定新技術補助金等」に指定されています。

この特定新技術補助金等の交付を受けた中小企業者等は、その成果を利用して事業活動を行う場合に、株式会社日本政策金融公庫の特別貸付制度をはじめとした支援措置を受けることができます。（それぞれの支援措置を利用する際には、別途審査等が必要になります。）

詳細については、以下のSBI Rサイトをご参照ください。

<https://www.csti-startup-policy.go.jp/>

6 法令・指針等に関する対応

本事業の実施に当たっては、委託契約書に特段の規定がなくとも、必要な関係法令等を遵守する必要があります。本実施要領のほか、関係法令・指針等に違反して研究を実施した場合には、法令上の処分・刑罰を科されることに加えて、研究停止や契約解除等を行うことがあります。

（1）安全保障貿易について（海外への技術漏洩への対処）

我が国では、国際的な平和及び安全の維持を目的に、外国為替及び外国貿易法（以下「外為法」という。）に基づき輸出管理（※1）を実施しています。外為法で規制されている貨物の輸出や外国への技術提供を行おうとする場合、事前に経済産業大臣の許可を受ける必要があります。このため、委託研究において、貨物の輸出や技術の外国への提供を予定している場合には、その貨物又は技術の確認を（また、要する場合には許可申請を）お願いします。

（※1）我が国の安全保障輸出管理制度は、国際合意等に基づき、主に①輸出貿易管理令別表第1及び外為令別表第1に記載の品目のうち一定以上のスペック・機能を持つ貨物（技術）を輸出（提供）しようとする場合に、経済産業大臣の許可が必要となる制度（リスト規制）と、②リスト規制に該当しない貨物（技術）を輸出（提供）しようとする場合で、軍事転用されるおそれがある場合（用途要件・需要者要件又はインフォーム要件を

満たした場合)に、経済産業大臣の許可を必要とする制度(キャッチオール規制)から成り立っています。

貨物の輸出だけでなく技術提供も外為法の規制対象です。リスト規制技術を国外に提供する場合や、国内であっても非居住者等(2022年5月1日以降は特定類型(※2)に該当する居住者を含む。)に提供する場合には、事前の許可が必要です。技術提供には、設計図・仕様書・マニュアル・試料・試作品などの技術情報を、紙・メール・DVD・USBメモリなどの記録媒体で提供することはもちろんのこと、技術指導や技能訓練などを通じた作業知識の提供やセミナーでの知識の提供なども含まれます。外国からの留学生や研究者の受入れや、共同研究等の活動の中にも、規制対象となる技術の提供が含まれている場合があるため注意が必要です。

本委託事業を通じて取得した技術等を輸出(提供)しようとする場合、又は本委託事業の活用により既に保有している技術等を輸出(提供)しようとする場合についても、規制対象となる場合がありますのでご注意ください。

(※2) 非居住者の影響を強く受けている居住者の類のことを言い、「外国為替及び外国貿易法第25条第1項及び外国為替令第17条第2項の規定に基づき許可を要する技術を提供する取引又は行為について」1.(3)サ①～③に規定する特定類型を指します。

また、外為法に基づき、リスト規制貨物の輸出又はリスト規制技術の外国への提供を業として行う場合には、安全保障貿易管理の体制構築を行う必要があります(※3)。このため、契約締結時までに、本委託事業により外為法の輸出規制に当たる貨物・技術の輸出が予定されているか否かの確認及び、輸出の意思がある場合は、管理体制の有無について確認を行います。輸出の意思がある場合で、管理体制が無い場合は、輸出又は本委託事業終了のいずれか早い方までの体制整備を求めます。なお、同確認状況については、経済産業省の求めに応じて、経済産業省に報告する場合があります。また、本事業を通じて取得した技術等について外為法に係る規制違反が判明した場合には、契約の全部又は一部を解除する場合があります。

(※3) 輸出者等は外為法第55条の10第1項に規定する「輸出者等遵守基準」を遵守する義務があります。また、ここでの安全保障貿易管理体制とは、「輸出者等遵守基準」にある管理体制を基本とし、リスト規制貨物の輸出又はリスト規制技術の外国への提供を適切に行うことで未然に不正輸出等を防ぐための、組織の内部管理体制を言います。

(参考) 安全保障貿易管理の詳細は、以下のガイダンス等をご覧ください。

○ 安全保障貿易管理(全般)

<https://www.meti.go.jp/policy/anpo/>

○ Q&A

<https://www.meti.go.jp/policy/anpo/qanda.html>

○ 安全保障貿易に係る機微技術管理ガイダンス(大学・研究機関用)

https://www.meti.go.jp/policy/anpo/law_document/tutatu/t07sonota/t07sonota_jishukanri03.pdf

○ 大学・研究機関のためのモデル安全保障貿易管理規程マニュアル

<https://www.meti.go.jp/policy/anpo/daigaku/manual.pdf>

※企業向けは一般財団法人安全保障貿易管理センターのモデルCPも参照ください。

<https://www.cistec.or.jp/export/jisyukanri/modelcp/modelcp.html>

○ 安全保障貿易ガイダンス(入門編)

<https://www.meti.go.jp/policy/anpo/guidance.html>

○ 大学・研究機関向け、及び中小企業等向けの説明会、アドバイザー派遣等事業

(大学・研究機関向け) <https://www.meti.go.jp/policy/anpo/daigaku.html>

(中小企業等向け) <https://www.meti.go.jp/policy/anpo/chusho.html>

(2) 動物実験等に関する対応

①動物実験に関する対応

動物実験等については、「農林水産省の所管する研究機関等における動物実験等の実施に関する基本指針」(平成18年6月1日付け18農会第307号農林水産技術会議事務局長通知)

(※) や関係法令等に基づき、適正な実施をお願いします。

(※) https://www.affrc.maff.go.jp/doubutsujikken/attach/pdf/doubutsujikken_kihonshishin-5.pdf

②遺伝子組換え生物等の使用等に対する対応

遺伝子組換え生物等の使用については、「遺伝子組換え生物等の使用等の規制による生物の多様性の確保に関する法律(略称「カルタヘナ法」)」や関係法令等に基づき、適切な実施をお願いします。

(※) <https://www.maff.go.jp/j/syouan/nouan/carta/torikumi/index.html>

③人を対象とする研究に対する対応

人を対象とする研究については、「人を対象とする生命科学・医学系研究に関する倫理指針ガイダンス」や関係法令等に基づき、適切な実施をお願いします。

(※) <https://www.mhlw.go.jp/content/001087864.pdf>

(3) 海外の遺伝資源の取得・利用等を含む研究に関する対応

海外遺伝資源の取得又は利用を含む研究については、生物多様性条約、名古屋議定書、食料・農業植物遺伝資源条約(ITPGR)、遺伝資源提供国の法令及び我が国の国内措置(ABS指針)(※)等に基づき、適正に実施していただく必要があります。

(※) <http://abs.env.go.jp/consideration.html>

7 情報管理の適正化

受注企業のグローバル化が進む中、情報管理の徹底を図る観点から、農林水産省において「農林水産省が行う調達における情報管理の適正化について」を策定され、各法人の調達における情報管理の強化についても要請がありました。これを受け、生研支援センターが行う調達における情報管理の適正化について、新たに通知を定め、調達における情報管理の強化を図ることとしています。

具体的には、「調達における情報セキュリティ基準」(別紙9※)(以下「本基準」という。))及び「調達における情報セキュリティの確保に関する特約事項」(別紙10※)に基づき、情報を適切に管理するとともに、本基準の項目5から12については、研究コンソーシアム規約若しくは社内規則等に当該項目を規定して、委託契約締結後、その写し又は当該項目を遵守する旨を記載した誓約書を、生研支援センターに提出してください。

その他については、共通要領Ⅱ-14、各種資料Ⅱ-1「情報管理の適正化」を参照願います。

(※) 以下のURLから参照ください。

https://www.naro.go.jp/laboratory/brain/contents/common_form/index.html

8 農業者等からデータを受領・保管する際の取り決めについて

知的財産である農業ノウハウの保護とデータの利活用促進の調和を図ることで農業者等が安心してデータを提供できるよう、農林水産省で「農業分野におけるAI・データに関する契約ガイドライン～農業分野のデータ利活用促進とノウハウ保護のために～」(令和2年3月農林水産省。以下「農業AI・データ契約ガイドライン」という。)(※1)を策定しています。

本事業において、スマート農業関連の製品・サービス提供事業者が、農業者等からデータを受領・保管する際には、農業AI・データ契約ガイドラインに準拠し取り決めておくべき事項について、当該農業者等と合意することが必要です。具体的には、契約書の内容が契約ガイドラインに準拠していることをチェックリスト(別紙6)(※2)で確認するとともに、農業者等に対して契約内容を説明し、農業者等から「説明を受け、データ提供に合意した」旨の同意書をいただく(直筆の署名)必要があります。同意書とチェックリストはセットで保管し、生研支援センターからの求めに応じて提出できるようにしてください。

(※1) 農業AI・データ契約ガイドライン

<https://www.maff.go.jp/j/kanbo/tizai/brand/keiyaku.html>

本 URL に、合意に係る契約のひな形も掲載されています。

(※ 2) 以下の URL から参照ください。

<https://www.naro.go.jp/laboratory/brain/open-innovation/offering/koubo/2023.html>

9 データマネジメントに関する対応

生研支援センターから、研究事業の目的、対象等を踏まえ、「生研支援センターにおけるデータマネジメントに係る基本方針」(別紙 7※)を示していますので、この基本方針に基づき、委託契約締結までに、研究開発データの管理についてデータマネジメントプラン (DMP) を作成し、生研支援センターへ提出してください。研究コンソーシアムの構成員間でその取扱いについて合意の上で作成することが必要です。

契約締結後は、当該データマネジメントプランに従って、研究開発データの管理をお願いします。

また、当該データマネジメントプランに基づく管理対象データを取得又は収集後、「メタデータ」(管理対象データの概要を簡便に知ることが出来る情報から構成されるデータ)を作成して下さい。

(※) 以下の URL から参照ください。

<https://www.naro.go.jp/laboratory/brain/open-innovation/offering/koubo/2023.html>

10 オープン API の要件化について

農機が取得する位置情報及び作業時間に関するデータ (以下、「農機データ」という。) について、農業者等が当該データを当該農機メーカー以外のシステムでも利用できるようにするため、本事業を活用してトラクター、コンバイン又は田植機を購入又はリース・レンタルする場合は、API (※) を自社の web サイトや農業データ連携基盤への表示等を通じて、データを連携できる環境を整備しているメーカーのものを選定することを要件とします。

なお、トラクター、コンバイン、田植機のメーカーのうち、農機データを取得するシステムを備えた製品を製造していないメーカーについては、本要件の対象になりません。

(※) API (Application Programming Interface) とは、複数のアプリケーション等を接続 (連携) するために必要な仕組みのことです。

(参考) 農林水産省「オープン API 整備に向けて」

<https://www.maff.go.jp/j/kanbo/smart/openapi.html>

11 研究費の不正使用等防止及び研究活動の不正行為防止のための対応、虚偽の申請に対する対応

共通要領Ⅱ-10、11、12 に定めるとおりとします。

12 その他の留意事項

- (1) 若手研究者の自発的な研究活動の支援
共通要領Ⅱ-15 に定めるとおりとします。
- (2) エフォート管理の統一
共通要領Ⅱ-16 に定めるとおりとします。
- (3) 複数の研究費制度による共用設備の購入 (合算使用)
共通要領Ⅱ-4 (9) に定めるとおりとします。
- (4) 競争的研究費の直接経費から研究代表者 (PI) 等の人件費の支出
共通要領Ⅱ-17 に定めるとおりとします。
- (5) 競争的研究費の直接経費から研究以外の業務の代行に係る経費を支出可能とする見直し (バイアウト制度の導入)
共通要領Ⅱ-18 に定めるとおりとします。
- (6) 競争的研究費における RA (リサーチアシスタント) 経費等の適正な支出の促進について
共通要領Ⅱ-19 に定めるとおりとします。

IV 契約事務関係

1 委託契約の締結

生研支援センターは、単独機関又は研究コンソーシアムの代表機関若しくは研究管理運営機関と、当該年度に係る委託契約を締結します。

本事業の委託期間については、Ⅲの1(2)に規定する委託試験研究実施計画書の生研支援センターへの提出日から、最大2ヶ月前の日（提出日が採択通知日から2ヶ月以内の場合は、採択通知日）まで、委託期間開始日を遡ることが可能であり、すなわち、委託契約締結日以前であっても、委託期間開始日以降に発生する試験研究に係る経費を委託費として計上することを可能とします。（委託試験研究実施計画書の提出期限や具体的な委託期間開始日については、生研支援センターから連絡します。）ただし、採択通知に条件（留意事項等）が付されている場合は、この条件に合致した研究内容に基づく経費であることが前提です。

また、設備備品費については、生研支援センターにおいて必要性が認められた場合のみ計上が可能です。

なお、仮に契約締結に至らなかった場合は、支出分は構成員又は単独機関の自己負担となりますので、ご注意ください。

また、委託契約締結の後に納品された場合でも、委託期間開始日より前の取引（購入契約）であれば、原則として委託費から支出することはできません。

翌年度以降も研究を継続することとなった場合は、原則として4月1日が委託期間開始日となります。このとき、翌年度以降の委託契約については、その年度の試験研究計画が定まった後に委託契約締結に向けた手続きを行うこととなりますが、この委託契約締結より前であっても、4月1日以降に発生する試験研究に係る経費は、試験研究計画の内容に合致することを前提として、委託費として計上することを可能とします。すなわち、前年度の評価による留意事項等を踏まえて作成する試験研究計画に基づいた研究であることが前提です。

なお、仮に契約締結に至らなかった場合は、4月1日以降の支出分は構成員又は単独機関の自己負担となりますので、ご注意ください。

※ 継続課題の委託費について

毎年度の予算の範囲内で執行する必要があるため、継続課題について、申請いただいた当初の計画額から減額させていただく場合があります。

※ 農研機構に所属する研究機関について

国立研究開発法人農業・食品産業技術総合研究機構（以下「農研機構」という。）に所属する研究機関が本事業を実施する場合、当該研究機関に対しては別途予算措置がなされることから、原則として、生研支援センターから当該研究機関へは委託費を支出しません。このため、契約方法も異なります。したがって、当該研究機関が購入した機器等の帰属や実施した研究の成果等、契約事務手続きや特許権等の取扱い等については、一部、本実施要領によらない手続きを行うこととなります。詳細については農研機構本部にお問い合わせください。

2 委託費の支払い

生研支援センターは、原則として、Ⅳの5(2)により委託費（ただし、開発研究ステージ実用化タイプにおいてマッチングファンド方式を適用している研究課題は、自己資金も含む。）の額が確定した後に委託費を支払います（精算払）。ただし、委託契約締結後は、代表機関等からの概算払請求に基づき、委託費の一部又は全部を概算払いすることも可能です。

(1) 確定額の請求及び支払い

生研支援センターは、代表機関等から提出された実績報告書を遅滞なく検査し、本事業の実施に要した経費が契約内容と適合していると認めたときは、当該経費の額と委託費の限度額とのいずれか低い額を支払うべき額として確定（以下「確定額」という。）し、代表機関等へ通知します。

代表機関等は、前述の通知を受けたときは、「委託試験研究精算払請求書（経理様式13）」に

より確定額を生研支援センターに請求してください。ただし、既に概算払を受けている場合には、確定額から当該概算払の額を減じた額を請求してください。

また、概算払の額が確定額を超えるときは、過払金を生研支援センターが指定する日までに返還することになります。過払金を指定する日までに返還しないときは、未返還金額に対して指定期日の翌日から返還する日までの日数に応じ、民法第404条に定める法定利率で算出した延滞金が発生しますのでご注意ください。

(2) 概算払

概算払は、各事業年度に4回以内とし、請求に当たっては、「委託試験研究概算払請求書（経理様式6）」を生研支援センターに提出してください。この場合、概算払請求額は、不必要に過大な請求額とならないよう精査した上で、各構成員において資金の滞留が生じないよう、事業の進捗状況に応じた必要な額の請求としてください。

概算払に当たり、特に請求月、支払月は設けていませんが、委託試験研究実施計画書に記載の「支払計画」（概算払請求限度額）に基づいた請求を行ってください。

年4回を超える概算払を希望する場合、又は委託費限度額の50%を超える請求が必要な場合は、生研支援センターへ事前連絡を行い、了解を得た上で、経理様式6の備考欄にその理由を記載してください。ただし、第4四半期（1～3月）の請求時のみ、委託費限度額の50%を超えても構いません。

なお、第4四半期の概算払請求は、1月末日までに提出してください。

(3) 振込口座

委託費の支払いは口座振込となるため、「委託試験研究精算払請求書（経理様式13）」または「委託試験研究概算払請求書（経理様式6）」の振込先欄に必要事項を記載してください。

なお、個人口座に委託費を振り込むことはできません。

(4) その他留意事項

- ① 概算払を受けた委託費は、簿外経理とならないよう適切に管理してください。
- ② 概算払は前渡し金ではありません。計画的な資金執行にご留意ください。
- ③ 経理様式6の作成においては、事業の進捗状況及び予算の執行状況（既執行額及び執行見込額）を勘案して必要額の記載を行い、各事業年度終了後に多額の返還額が発生しないよう、計画的な資金執行にご留意ください。

3 委託費計上に当たっての留意事項

- (1) 直接経費に計上できるものは、研究の遂行及び研究成果の取りまとめ等に直接必要であることが経理的に明確に区分できるものに限ります。特に、消耗品費、光熱水料等を計上する場合はご注意ください。
- (2) 人件費及び賃金は、本事業に直接従事した時間数等により算出されますので、本事業に従事する全ての研究スタッフについて、作業日誌を整備・保管することにより本事業に係る勤務実態を把握し、十分なエフォート管理（本事業に係る勤務実態の管理）を行ってください。なお、国及び地方公共団体からの交付金等で職員の人件費等を負担している法人（地方公共団体を含む。）については、職員の人件費等は認められません。
- (3) 旅費については、直接本事業に係るもののみ計上可能であり、例えば、単なる情報収集のための学会出張等（本事業における明確な必要性等がないもの）は認められません。旅費に係る証拠書類として、復命書や命令書等において、その必要性とともに試験研究計画名を明記するなど、本事業に係るものであることが明確になるように整理・保管してください。
- (4) 外国へのお出張旅費及び外国から研究者等を招へいするための旅費等は、原則認められません。これらが不可欠な場合は、その必要性や出張先を試験研究計画書に具体的に記載して

ください。

- (5) 園芸施設や畜舎など、一般的な建物や構築物の取得は認められません。
- (6) 設備備品を導入する際には、購入、リース、レンタル等の手段から、経済性等を勘案して最適な方法を選択してください。選択の理由や設備備品の見積書（価格の比較が可能な資料）については、生研支援センターからの求めに応じて提出できるよう整理・保管してください。なお、委託試験研究実施計画書の「物品導入計画」に記載がないものの購入は認められません。さらに、パソコン、デジカメ又はその周辺機器など汎用性の高い事務機器等の購入は、原則として認められませんが、本事業でのみ使用することを前提に、理由書の事前提出により事業遂行に必要と生研支援センターが認めた場合に限り計上可能です。
- (7) 汎用性の高い消耗品（パソコン、デジカメ又はその周辺機器など汎用性の高い事務機器、コピー用紙、トナー、USB メモリ、HDD、Windows 等の OS、フラットファイル、文房具、作業着、食品用ラップ、辞書、定期刊行物等）については、原則として計上は認められませんが、本事業でのみ使用することを前提に、当該年度で使用する最低限の必要数については認められます。必要性や購入数について、生研支援センターからの求めに応じて説明できるよう、理由書等の準備をお願いします。
- (8) 本事業で得られた成果を特許等として権利化するために必要な経費（特許出願、出願審査請求、補正、審判等に係る経費）については、間接経費での支出が可能です。ただし、登録や維持に係る費用は構成員又は単独機関の自己負担となります。
- (9) このほか、委託費の計上については、共通要領を参照の上、適切な対応をお願いします。

4 契約書別紙「委託試験研究実施計画書」の変更

委託契約締結後、試験研究計画の変更に伴い、委託試験研究実施計画書に記載された事項を変更する場合は、以下の手続きが必要となります。

なお、各様式の提出にあたっては、原則、代表機関等を通じて生研支援センターへ提出してください。

(1) 各項目の変更申請方法

① 試験研究内容の変更

委託試験研究実施計画書の試験研究内容の変更を行う場合は、変更契約締結が必要になるため、代表機関等は「委託試験研究実施計画変更承認申請書（経理様式 3）」により、生研支援センターへ申請してください。

ただし、研究統括者の所属及び氏名の変更（研究統括者が同一機関内の他の内部研究所等の部署に異動し、引き続き研究統括者となる場合も含む。）を行う場合は、「委託試験研究実施計画書・試験研究計画書の変更届（経理様式 10）」を生研支援センターへ提出してください。この場合、変更契約締結は行いません。

なお、研究実施者を変更する（エフォート率の変更を含む）場合は、e-Rad の変更申請手続きを併せて実施してください。

② 収支予算の変更

②-1：収支予算の支出の部Ⅰ委託費

収支予算の支出の部Ⅰ委託費の変更において、以下のア、イ又はウに該当した場合、申請手続きが必要です。代表機関等は「委託試験研究実施計画変更承認申請書（経理様式 3）」により生研支援センターへ申請してください。

ア 当該委託業務事業年度の委託費合計額の変更（※）

イ 当該委託業務事業年度の各研究機関（各構成員）単位の直接経費総額の 50%を超え

る費目間の流用

ウ 異なる費目区分（直接経費、間接経費、一般管理費等）の間での予算の移動

（※）PD が内容を確認し、了承した場合のみ可能であり、かつ、変更契約締結が必要になります。

②-2：収支予算の支出の部Ⅱ自己資金

収支予算の支出の部Ⅱ自己資金において、以下のア、イに該当した場合、申請手続きが必要です。代表機関等は、「委託試験研究実施計画書・試験研究計画書の変更届（経理様式10）」を生研支援センターへ提出してください。この場合、変更契約締結は行いません。

ア 自己資金総額の変更

イ 当該委託業務事業年度の各研究機関（各構成員）単位の自己資金の直接経費総額の50%を超える費目間の流用

③ 研究機関別の試験研究計画の変更

研究機関別の試験研究計画の記載内容を変更しようとする場合（構成員の変更（追加又は脱退）及び各構成員の委託費の限度額の変更等）、代表機関等は「委託試験研究実施計画変更承認申請書（経理様式3）」にて、生研支援センターへ申請してください。

ただし、研究機関又は構成員の名称や住所を変更する場合は、「委託試験研究実施計画書・試験研究計画書の変更届（経理様式10）」と、変更後の名称や住所、変更日等が記載された案内文書等を併せて生研支援センターへ提出してください。

④ 物品導入計画の変更（リースの場合を含む。）

構成員又は単独機関は、当初の物品導入計画を変更（当初計画にない物品を購入する、計画していた物品の購入を取りやめる等）する必要がある場合、「備品購入（計画変更）理由書（経理様式9）」を、代表機関等を通じて事前に生研支援センターへ提出してください。本理由書の提出なしに物品を購入・リースした場合、当該物品の委託費計上は認められません。

なお、単なる機種変更や予定機種の製造中止等により後継機種を購入した場合、競争の結果、安価になったなどの軽微な変更の場合は、経理様式9を事前に提出する必要はありませんが、生研支援センターあるいは代表機関等からの問合せにより、必要に応じて提出していただく場合があります。

⑤ 試作品の導入計画の変更

構成員又は単独機関は、当初の試作品の導入計画を変更（当初計画にない試作品を導入する、計画していた試作品の導入を取りやめる）する必要がある場合、「委託試験研究実施計画書・試験研究計画書の変更届（経理様式10）」を生研支援センターへ提出してください。

（2）変更申請に対する承認

（1）の①から③（但し書きを除く）について、生研支援センターは、代表機関等から提出された「委託試験研究実施計画変更承認申請書（経理様式3）」に基づき、内容の審査を行い、委託試験研究実施計画書を変更するやむを得ない事情があると認めた場合は、委託試験研究実施計画書の変更を承認し、代表機関等に通知します。

5 年度末及び委託研究期間終了時の精算手続き

（1）実績報告書の提出

委託費（開発研究ステージ実用化タイプにおいてマッチングファンド方式を適用している研究課題は、自己資金も含む。）の使用実績について、代表機関等は、「委託試験研究実績報告書（経理様式2）」（以下「実績報告書」という。）を作成し、生研支援センターが指示する日までに、チェック結果等必要な書類（委託費及び自己資金の各帳簿、人件費証拠書類、作業（業務）

日誌、出張関係書類（本事業のために出張したことが分かる出張報告書等）等を添えて、生研支援センターに提出してください。具体的な方法については、共通要領Ⅱ－9（1）－1「確定時の検査」を参照してください。

なお、代表機関以外の構成員は、代表機関が別途定める期日までに実績報告書を代表機関に提出してください。

また、マッチングファンド方式を適用している研究課題で、Ⅱの4（2）③エにあるとおり、当該年度におけるマッチングファンド条件の自己資金額を超過した額について、翌年度の自己資金額に含めたい場合は、実績報告書提出時に併せて繰越申請をしてください。

（2）委託費及び自己資金の額の確定

生研支援センターは、（1）で提出された実績報告書と証拠書類等に基づき、確定検査を実施しその検査の結果に基づき委託費（開発研究ステージ実用化タイプにおいてマッチングファンド方式を適用している研究課題は、自己資金も含む。）の額を確定し、代表機関等に通知します。委託費の額の確定額は、本事業に要した経費に係る適正な支出額又は委託費限度額のいずれか低い額となります。

なお、マッチングファンド方式を適用している研究課題は、委託費と自己資金の額の確定に当たり、Ⅱの4（2）①のマッチングファンド条件を満たしていることが必要です。

6 マッチングファンド方式を適用している場合の自己資金により取得した物品等の取扱い

（1）取得した物品・試作品の取扱い

自己資金により取得した物品・試作品の所有権は、各構成員が検収した時をもって、各構成員に帰属します。ただし、自己資金により取得した物品は、本事業の実施に必要なものとして取得したものであり、マッチングファンド条件成立の根拠にもなっているため、委託費で取得した物品等に準じた取扱いを行ってください。

（2）物品等の共用使用

本事業の自己資金により購入した物品のうち取得価格が50万円以上（税込）のものについては、本事業に支障が生じない範囲内で、一時的に他の研究開発事業に使用することができます。この場合において、単独機関又は代表機関を含む研究コンソーシアムの構成員は以下の事項を遵守するとともに、「研究機器一時使用報告書（経理様式14）」を委託業務実績報告書提出の際に併せて生研支援センターに提出してください。

- ① 共用使用する物品を他の研究開発事業に一時使用する場合には、使用予定者との間で一時使用に係る管理協定等を締結し、破損した場合の修繕費、光熱水料等の一時使用に要する経費負担を明らかにしておくこと。また、一時使用する場合には、破損した場合の修繕費、光熱水料等の一時使用に要する経費を委託費から支出しないこと。
- ② 共用使用する物品を所有者以外の者が一時使用する場合には、所有者は一時使用予定者との間で、破損した場合の修繕費、光熱水料等の一時使用に要する経費の取扱いについてあらかじめ取決めを締結し、かつ、一時使用は無償とし収益を得ないこと。ただし、一時使用に当たり実費相当額を一時使用者から求めることは差し支えありません。

（3）試作品の取扱い

試作品については、委託研究期間内において、試験研究計画書に則った解体・撤去に係る処分費用を経費で支出することが可能です。委託研究期間中あるいは終了時に試作品等が完成したとみなして、各構成員において試作品を資産計上していた、又は資産計上することとした場合は、資産計上した年度の実績報告書又は委託業務実施期間終了時の実績報告書により、資産計上した旨を生研支援センターに報告してください。

7 収入が生じた場合（栽培試験等により収入が得られた場合）の報告等

事業実施期間中（委託期間中）の各年度に、本事業の実施に伴い収入が生じた場合（例：本事業の栽培試験で生産した農作物のうち、事業に使用しなかった余剰分を売り払い、収入を得た場

合)は、収入状況を記載した「収入状況報告書(経理様式19)」を、当該事業年度末の翌日から起算して90日以内に生研支援センターに報告してください。なお、本項でいう「収入」には、本事業の研究成果を直接又は間接に活用して得られた収入は含みません。

また、報告により、相当の収入を生じたと認められた場合は、原則として、以下により算出される金額を生研支援センターに納付していただきます。

なお、納付額は、当該年度の委託費の確定額の範囲内とします。

納付額＝収入額×委託費利用割合

※用語の意味

収入額：当該年度の委託事業の実施に伴って得られた金額のうち当初の委託費の算定に織り込んでいなかったものの合計

委託費利用割合：当該収入を得るために要した経費に占める委託費の割合

8 事業の検査・調査等

共通要領Ⅱ－9に定めるとおりとします。

なお、開発研究ステージの実用化タイプにおいてマッチングファンド方式を適用している研究課題においては、自己資金も検査・調査の対象とします。提出様式は本事業の様式に準じてください。

V 研究成果の取扱い・特許権等

本事業の実施に当たり、研究コンソーシアムにおいては、「知的財産の取扱い方針(知財様式6)」を作成し、採択通知日から3か月以内に生研支援センターに提出してください。また、研究実施期間中に、提出した当該知財様式6に変更が生じた場合は、その都度生研支援センターに修正版の知財様式6を提出してください。

その他の「研究成果の取扱い及び特許権等」については、共通要領Ⅲに定めるとおりとします。

VI 提出書類の様式等

各提出様式及び共通要領については、以下の生研支援センターのウェブサイトをご参照ください。

https://www.naro.go.jp/laboratory/brain/contents/common_form/index.html

○本実施要領に関する問合せ先

生物系特定産業技術研究支援センター(生研支援センター)

事業推進部 イノベーション創出課

住 所 〒210-0005 川崎市川崎区東田町8番地 パレール三井ビルディング 16F

TEL：044-276-8995

E-mail：inobe-t[アット]ml.affrc.go.jp

※[アット]を@に置き換えてください。

受付時間：9:30～12:00、13:00～17:00(土、日、祝日、年末年始を除く。)

附 則

この規則は、オープンイノベーション研究・実用化推進事業に係る運営管理委員会設置要領の施行日から施行する。

附 則

この改正は、令和6年4月1日から施行する。

附 則

この改正は、令和7年4月1日から施行する。